

図書取次施設搬送事業マニュアル

(県立図書館から県立高等学校、県立特別支援学校図書館への協力貸出マニュアル)

1. 県立図書館から県立高等学校、県立特別支援学校図書館への貸出

< 発送頻度 >

- 原則として2日に1度（年末年始、休日、月曜日を除く）

（県の通送業務を利用します。学校毎に到着日と到着時間が決まっていますので、学校の事務担当職員にお尋ねください。）

発送日の前日までに貸出申し込みのあった資料を発送します。

< 発送形態 >

- 島根県が実施する通送便を利用します。

《例外》来館、幸便がある場合はそちらを利用させていただきます。

< 発送経費 >

- 島根県が負担します。

《例外》緊急に必要な場合は着払い郵便で発送します。経費は借受館の負担です。

< 借受冊数 >

- 現在借りている資料を含め、一度に借り受けられる冊数は50冊までです。

< 発送容器 >

- 段ボール箱、冊子小包用封筒等

※容器は再利用しますので、なるべく破損しないようご協力をお願いします。

< 送り状 >

- 送り先の学校図書館名と、送り元の県立図書館名を書いた用紙を貼付します。

< 注意事項 >

- ベストセラー等、予約者多数の資料については、なるべく自館での購入を検討してください。（予約者が2名いると貸出は約1ヶ月後になります。予約者数はインターネット蔵書検索で確認できます。）

- 現在貸出中の資料に対してインターネットで貸出を申し込まれた場合、基本的に貸出予約処理を行います。（貸出中かどうかはインターネット蔵書検索で確認できます。）特定の期日までに必要で、それ以降の返却なら予約を希望しないといった場合は、その旨をお知らせください。

- 貸出期間の延長はできません。ただし、借受館で借受資料に対して別の利用者からの貸出希望があった場合にはご連絡ください。他の予約が入っていないければ、返送されることなく再貸出手続きを行います。

- グループ用図書は発送容器の範囲内で一緒に入れて送ることが可能です。

2. 県立高等学校、県立特別支援学校図書館から県立図書館への返却

<返送頻度>

- 原則として2日に1度（年末年始、休日を除く）

県の逡送業務を利用します。到着日と発送日は同じ日時です。）

金曜日など、県に到着するのが月曜日になる日の返送はご遠慮ください。

<返送形態>

- 島根県が実施する逡送便を利用します。

《例外》幸便がある場合は、できるだけそちらを利用して返送してください。

<返送経費>

- 島根県が負担します。

<返送容器>

- 段ボール箱、冊子小包用封筒等

<送り状>

- 送り先「島根県立図書館館外奉仕室」と、送り元の学校図書館名を書いた用紙（裏紙で結構です。）を貼付します。

<注意事項>

- 次の予約者がいる資料は返却期限厳守、それ以外の資料も最大1週遅れ以内で返却してください。
- 個人利用者が県立図書館から直接借りた資料については、原則としてこの逡送便での返却は出来ません。

3. 問い合わせ先

<資料の検索・貸出・予約（含リクエスト）の申し込み及びキャンセル>

一般書＝中央カウンター 0852（22）5748

児童書＝こども室カウンター 0852（22）5746

FAX＝（共通） 0852（22）5728

<資料の発送・返送について>

館外奉仕室 0852（22）5729、5730